の　0.000

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

K_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

L_n　下水道関連特定治水施設整備事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

M_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

N_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長へ移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に

の　0.042

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

K_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

K_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

L_n　下水道関連特定治水施設整備事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

M_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.008
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

M_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.005
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

N_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長へ移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事